

都市鉄道等利便増進法施行令案要綱

第一 軌道事業の特許を要する速達性向上計画の認定の申請手続を定めること。

(第一条から第三条まで関係)

第二 この政令は、都市鉄道等利便増進法の施行の日(平成十七年八月一日)から施行することとする。

(附則関係)